

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年9月11日 20時45分ごろ
発生場所	島根県浜田市馬島西方沖 馬島灯台から真方位270° 1,700m付近 （概位 北緯34°54.2′ 東経132°01.6′）
インシデントの概要	漁船 厳島丸は、操業中、主機の潤滑油が漏えいし、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年11月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 厳島丸、2.28トン SN3-17552（漁船登録番号）、個人所有 第272-14991号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力33.10kW、連続最大回転数毎分2,900、使用燃料A重油、3気筒、ボア及び製造年月日不詳
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、操業中、主機の潤滑油圧力低下警報が作動した。</p> <p>本船は、船長が機関室を点検したところ、機関室船底部に潤滑油が漏えいして潤滑油量が少なくなっており、運航不能となった。</p> <p>船長は、118番通報で救助を要請した。</p> <p>本船は、巡視艇にえい航されて帰港した後、機関整備業者が点検した結果、‘主機の潤滑油こし器から主機入口管にかけて配管されたゴム製潤滑油管’（以下「本件潤滑油管」という。）が機関本体と接触した状態で機関振動により摩耗して破損していた。</p> <p>主機は、平成2年3月ごろに新替えされており、それ以後、本件潤滑油管が交換されていなかった。</p> <p>船長は、発航前の点検で、主機の冷却清水量、潤滑油量等の点検を行っていたものの、まさかゴム製潤滑油管が破損するとは思っていなかったため、本件潤滑油管等の点検を行っていなかった。</p> <p>船長は、船歴が古いので、定期的に潤滑油管等の点検を行っておけば良かったと、本事故後に思った。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、平成2年3月ごろ主機の新替えが行われて以来、本件潤滑油管の点検が行われていない状態で操業中、本件潤滑油管が機関本体と接触した状態で機関振動により摩耗して破損したことから、潤滑油が漏えいして主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、まさかゴム製潤滑油管が破損するとは思っていなかったことから、本件潤滑油管の点検を行っていなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、平成2年3月ごろ主機の新替えが行われて以来、本件潤滑油管の点検が行われていない状態で操業中、本件潤滑油管が機関本体と接触した状態で機関振動により摩耗したため、潤滑油が漏えいして主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、主機の潤滑油管系統の点検を定期的に行うこと。</li> <li>・ 船長は、ゴム製潤滑油管については長期間使用せず、適宜点検した上、早期に新替えすることが望ましい。</li> </ul>